

平成29年11月9日～15日

# 秋の火災予防運動

## ◎期間中◎

下野市・壬生町は防災情報伝達システム等による屋外拡声器でお知らせします。(随時)  
上三川町はサイレンを鳴らします。(夕方6時)

## 住宅用火災警報器は

## 設置していますか?



住宅用火災警報器は消防法・火災予防条例により  
すべての住宅に設置が義務付けられています。

住宅火災で亡くなった方の約6割が「逃げ遅れ」です。火災警報器は火災の発生をいち早く知らせ、  
逃げ遅れを防ぐとともに素早い消火活動につなげて被害を小さくする効果があります。

※古い住宅用火災警報器は、電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です。取り替えの目安は、10年。平成18年6月1日に新築住宅での取り付けが義務付けられました。  
(既存住宅は平成21年6月1日) そろそろ交換の目安の10年。あなたのご家庭では大丈夫ですか?

\*\*\*\*\*

第37回石橋地区少年消防クラブ防火標語展「秋季最優秀作品」

### 火の始末 つけたあなたが 責任者

下野市立南河内第二中学校 3年 藤生理瑚 ふじうりこ



\*\*\*\*\*

## 住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

### 3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れる時は、必ず火を消す。

### 4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



### ※※※ 消防署からのお知らせ ※※※

石橋地区消防組合では、消防・災害情報メール配信を始めました。  
登録の手順は、石橋地区消防組合ホームページに掲載されています。

■お問い合わせ先 通信指令課 ☎0285 (53) 1119



石橋地区消防組合  
<http://www.119-ifd.or.jp/>  
下野市・壬生町・上三川町



石橋地区消防団連絡協議会  
石橋地区危険物保安協会  
石橋地区女性防火クラブ連絡協議会



## 火災と救急・救助は119番

